② 平成11年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記(a)及び(b)の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者を含む全ての構成員が下記(a)及び(b)の実績を有していること。

(a) ＥＰＳ（発泡スチロールブロック）盛土工法の施工実績を有すること。

(b) 当該施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

(ｱ) １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(ｲ) 平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(a)及び(b)の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者を含む全ての構成員の技術者が下記(a)及び(b)の要件を満たしていること。

(a) 軽量盛土工法の施工経験を有すること。

(b) 当該施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3) 出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号飯野道路改良工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成 26 年９月 30 日

分任契約担当者

独立行政法人科学技術振興機構

契約室長　岩田　一彦

◎調達機関番号　566　◎所在地番号　13

○第 26―119 号

１ 調達内容

(1) 品目分類番号　71、27

(2) 調達計画物品及び数量　次期経理システムの開発　一式

(3) 調達方法　購入等

(4) 調達予定時期　平成27年６月以降

(5) 調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は「次期経理システムの開発資料提供招請書」による。

２ 資料の提供方法　上記１(2)に関する一般的な参考資料、同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。招請内容については、「次期経理システムの開発資料提供招請書」を参考とすること。

(1) 資料等の提供期限　平成26年10月31日17時00分（郵送の場合は必着のこと）

(2) 提供先　〒102―8666 東京都千代田区四番町５番地３　独立行政法人科学技術振興機構　経理部　契約室　調達契約グループ　山田　真義　電話03（5214）7996

３ 説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して「次期経理システムの開発資料提供招請書」を　交付する。

(1) 交付期間　平成26年９月30日から平成26年10月31日まで

(2) 交付場所　本公表日から下記ＵＲＬよりダウンロード可能。

ＵＲＬ：http://choutatsu.jst.go.jp/

窓口交付の場合の交付場所は上記２(2)に同じ。

４ 説明会の開催　平成26年10月８日（水）10時30分開始　独立行政法人科学技術振興機構　東京本部　住宅棟１Ｆ会議室（導入説明会へ参加を希望する者は、平成26年10月７日（火）12時00分までに、上記２(2)の連絡窓口宛にＦＡＸにより申込を行うこと。）

５ その他　この導入計画の詳細は「次期経理システムの開発資料提供招請書」による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６ Summary

(1) Classification of the services to be procured : 71, 27

(2) Nature and quantity of services to be required : The financial information system : 1 set

(3) Type of the procurement : services

(4) Basic requirements of the procurement : As enclosure

(5) Time limit for the submission of the requested material : 5 : 00 PM 31 October 2014

(6) Contact point for the notice : Masayoshi Yamada, Office of Contract and Purchase, Department of Financial Affairs, JST, 4―5―3 Chiyodaku, Tokyo 102―8666, Japan, TEL 03―5214―7996.